

平成30年度 日常生活自立支援事業生活支援員募集要領

社会福祉法人太田市社会福祉協議会では日常生活自立支援事業における生活支援員を公募します。事業の内容と公募条件などは下記のとおりです。

日常生活自立支援事業とは

福祉サービスを利用するお手伝いや日常的な金銭管理のお手伝いをすることにより、高齢者や障害のある方々が住み慣れた地域で安心して生活できるように支援する事業です。

生活支援員とは

職員（専門員）の作成した支援計画に基づき、実際に利用者の自宅や入居・入院先を訪問し、生活費の受け渡しや金融機関での払戻しなどを行います。

- 対 象 次の①～③のすべてに該当する人
 - ①太田市内在住の人
 - ②満20歳以上、満70歳未満の人（3月31日時点）
 - ③高齢者や障害者の福祉に理解がある人

- 募集人数 15人

- 費 用 無料

- 活動内容 支援内容で異なりますが、週1回～月1回ほどで、おおむね平日の9時から15時の間で1～2時間程度

- 登録期間 平成31年4月1日から平成33年3月31日まで2年間1任期とします。（再任あり）

- 賃 金 時給850円

- 保 険 社会福祉協議会総合補償タイプ保険と労災保険あり

- そ の 他 ・申し込みに際しての明細は、下記までお問い合わせください。
・登録後もしくは支援開始時に各種研修会を定期的に行います。また、必ず担当専門員（職員）がいますので、未経験の方でも安心してお申し込みください。

- 申し込み 2月18日（月）までに申し込んでください。

◆生活支援員研修会を下記のとおり開催します。

- 日 時 2月25日（月） 午前10時00分から午前11時30分まで
- 場 所 太田市福祉会館大会議室（太田市飯塚町1549）
- そ の 他 筆記用具を持参してください。

問い合わせ・申し込み

おおた成年後見支援センター（太田市飯塚町1549 社会福祉協議会内）

電話 0276-46-6208